

内閣参質一九二第七三号

平成二十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小西洋之君提出象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことばと憲法第三条との関係
に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「憲法第三条との関係」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

